

第3回債権者集会報告書

平成30年3月28日

東京地方裁判所民事第20部 合議C係 御中

破産者 株式会社栄光

破産管財人 弁護士 高木 裕 康

第1 前回集会以降の換価業務

現在判明している破産者の資産は、添付財産目録記載のとおりであり、第2回債権者集会以降、これらに関して当職が行った換価等業務の概要は以下のとおりである。

1 預金【添付財産目録・資産の部2】

破産者の貸付先である個人の顧客からの返済用の預金口座については、現在も継続して顧客からの入金があるため、顧客に対する貸付金の回収完了後に解約する予定であり、その他開始決定時に残高のある預金口座についてはすべて解約済みである。

2 貸付金（関係会社等）【添付財産目録・資産の部3】

破産者は、開始決定時において、関連会社等に対する貸付金合計9億1857万1442円を有していた。

このうち、約6億6200万円の貸付は、破産者の顧客に対する貸付債権を他社（以下「顧客移転先」という。）に切り替えるスキームの実行として行われたものである。すなわち、破産者の資金が中間の会社を介し、融資・出資という形で顧客

移転先に渡り、顧客移転先は、当該資金をもとに、破産者の顧客（貸付先）に対して新規融資を行い、破産者に対する債務を、当該融資金の一部により破産者に返済させていた。

これらの破産者の関連会社等に対する貸付条件は、長期分割弁済かつ無担保となっており、貸付時期も、破産者が新規貸出業務を打ち切った平成26年5月の前後以降に行われたものがほとんどであることから、破産者が早晩、破たんすることを想定して、資金と顧客の移動を行ったとして、詐害行為と解する余地があるものと考えられた。

他方で、これらの者との間で長期分割の金銭消費貸借契約がなされていることや財務状況からして短期の回収が困難であるといった事情もあった。そこで、当職としては、できるだけ迅速に可能な限り多くの回収を行って、早期に配当を行うことを目指して、顧客移転先らの代理人と長期にわたり交渉を行ってきた。

その結果、今般、顧客移転先らとの間で、現金で合計1億5000万円に加え、時価数千万円の不動産の売却代金を当職が取得する内容で和解するに至った。当職としては、これによる回収金の合計は、2億円超となると見込んでいる。

この和解に伴い、3月16日に内金である5000万円を回収し、残る1億円は、2つの不動産売却代金の残額と同時（7月31日が期限）に支払われる予定である。

なお、破産開始決定後これまでの間に、これらの会社から3504万8318円の元利金分割払いを受けている。

3 貸付金（顧客）【添付財産目録・資産の部4】

現在も破産者に対する返済が完了していない顧客が存在し、開始決定後、現在までに破産者名義の預金口座に顧客から合計934万7292円が入金されている。しかし、これら顧客からの入金のはじめは開始決定日時点ですでに過払いであったにもかかわらず入金が継続されているものようであり、今後、精査のうえ裁判所の許可を得て財団債権として返還することを想定している。

4 未収金【添付財産目録・資産の部5】

当該未収金については、これまでの債権者集会でもご報告したとおり、相手方が事実上倒産している等の事情から、回収は困難であると思料されるが、引き続き回収に向けて調査・検討を行う。

6 不動産【添付財産目録・資産の部6】

破産者は本社その他の不動産を所有しているが、本社については現在、カスタマーセンターとして使用しており、当該業務との関係で支障がなくなった段階で、別除権者の同意を得て任意売却する予定である。その他の不動産については、今後、適時に任意売却を進める予定である。

破産者が所有する不動産には一部を除き、根抵当権が設定されており、別除権者による賃料債権に対する物上代位を行うことが可能な状態であるため、前回債権者集会でご報告したとおり、裁判所の許可を得たうえで、平成29年5月分以降の回収賃料のうち70%を別除権者が取得し、30%を破産財団に組み入れている。

第2 その他前回集会以降の管財業務

1 カスタマーセンター業務

破産者所有の本社ビル内に設置した破産管財人執務室カスタマーセンター（以下「CC」という。）において破産債権者からの問い合わせ対応を行っているが、第2回債権者集会以降も債権者からの問い合わせ等に対して混乱はなく、破産管財人代理が当番制でCCに赴き、CCの運営を継続している。

2 過払金計算システム及び債権者管理システムの開発

本件においては、今後の債権調査のために、過払金債権者の債権額を正確に把握することが不可欠であり、その一方で、破産者が従前保有していた過払金計算システムは正確な債権額を計算するには不十分なものであったため、裁判所の許可を得たうえで、システムエンジニア（以下「SE」といいます。）に対して、過払金計算システムの開発、導入を委託し、SEと定期的の打合せを行い、システムの開発、導入作業を行った。

また、本件では債権届出書を発送する対象の債権者数が約2万5000名と多数に上るため、今後の債権調査等におけるヒューマンエラー回避のために、裁判所の許可を得たうえで、上記の過払金計算システムとリンクした債権者情報等を管理するためのシステムの開発、導入をSEに委託し、SE等と定期的に打合せを行い、システムの開発、導入作業を行った。

第3 今後の管財業務

上記第1、2の和解により、換価完了及び配当の目途が立ったことから、債権届出書の発送及び債権認否の準備を進める予定である。

添付資料

- 1 財産目録
- 2 収支計算書
- 3 【破産】貸借対照表

以上

(作成日：平成30年3月16日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

財 産 目 録

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康
(単位=円)

資産の部

番号	科目	簿価	評価額	備考
1	現金(H28.8.17引継)	-	55,063,508	
2	預金	2,287,698	2,287,698	一部相殺。
3	貸付金(関係会社等)	918,571,442	85,048,318	債権者集会報告書参照。
4	貸付金(顧客)	-	9,347,292	開始決定後の過払金を含む。
5	未収金	18,560,000	-	
6	不動産	1,072,406,487	20,913,225	評価額は現在までの賃料回収額。
7	敷金	160,000	160,000	16万円につき社宅敷金立替分の返還受領。 (その他預り金として622,000円あり)
8	有価証券	-	9,800	H28.9.2付売却許可。 売却、入金済。
9	保険	-	110,840	評価額は現在までの解約返戻金回収額
10	美術品	29,936,907	2,641,466	H28.10.2付売却許可により売却済。
11	裁判所保管金残金	9,278	9,278	督促オンライン解約、残高返金済。
12	還付金(税金)	-	351,753	
13	自動販売機売上	-	5,190	
14	利息	-	744	
15	口座開設費	-	1,000	
	資産合計	2,041,931,812	175,950,112	

負債の部

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	財団債権			
	公租公課	6,437,103		
	労働債権	0		
	過払金(開始決定後)	未定		開始決定後に入金された過払金
2	優先的破産債権			
	公租	0		
	公課	0		
	労働債権	0		届出留保
3	劣後的破産債権			
		0		届出留保
4	一般破産債権(別除権付債権を除く)	949,422		届出留保
5	別除権予定不足額	0		届出留保
	別除権付債権(合計に含まず)			届出留保
	負債合計	7,386,525		

収支計算書

自 平成28年8月15日
至 平成30年3月16日

破産管財人 弁護士 高木 裕康

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(H28.8.17引継)	55,063,508	1	事務費	400,566
2	預金	2,287,698	2	破産通知発送郵送料	1,917,908
3	貸付金(関係会社等)	85,048,318	3	業務委託料(破産通知発送)	275,861
4	貸付金(顧客)	9,347,292	4	履行補助者給与 (カスタマーセンタースタッフ)	22,120,378
5	賃料	20,913,225	5	履行補助者報酬(税理士)	293,370
6	敷金	160,000	6	履行補助者報酬(会計士)	983,150
7	有価証券	9,800	7	派遣会社委託料 (コールセンタースタッフ)	1,447,632
8	保険解約返戻金	110,840	8	業務委託料 (システム開発)	11,407,800
9	美術品	2,641,466	9	清掃業務委託料(共用部分)	251,500
10	裁判所保管金残金	9,278	10	清掃料金(ゴミ回収)	766,531
11	還付金(税金)	351,753	11	保険料	3,659,900
12	自動販売機売上	5,190	12	公共料金支払	7,872,513
13	預金利息	744	13	リース料	199,493
14	口座開設金	1,000	14	賃貸マンション管理費	1,757,277
			15	税金納付	3,641,440
			16	差押執行停止費用	5,286
			17	明渡費用	5,130
			18	セキュリティ装置料	541,674
			19	システム用品購入料	167,594
			20	和解金支払	8,225,070
			21	電話工事代金	302,400
	合計	175,950,112		合計	66,242,473

差引残高 109,707,639

(作成日 = 平成30年3月16日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

【破産】貸借対照表

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額 =財団組入(見込)額	番号	科目	評価額=認める債権額
1	現金	55,063,508	1	財団債権 (公租公課)	6,437,103
2	預金	2,287,698	2	財団債権 (労働債権その他)	0
3	貸付金 (関係会社等)	85,048,318	3	優先的破産債権 (公租公課)	額未定
4	貸付金(顧客)	9,347,292	4	優先的破産債権 (労働債権)	額未定
6	賃料	20,913,225	5	一般破産債権(別 除権付債権を除 く)	額未定
7	敷金	160,000	6	別除権予定不足額	額未定
8	有価証券	9,800		(別除権付債権)	額未定
9	保険解約返戻金	110,840			
10	美術品	2,641,466			
11	裁判所保管金残 金	9,278			
12	還付金 (税金)	351,753			
13	自動販売機売上	5,190			
14	預金利息	744			
15	口座開設金	1,000			
	資産合計	175,950,112		負債合計	6,437,103

差引 資産不足額 額未定